

第 55 号議案

小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行  
規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 今 村 統 嘉

提案理由

行政不服審査法の改正に基づき、特例に係る規定の整備、独自の不服申し立て手続きに係る規定の整備、その他必要となる規定の整備および用語等の整理を行う必要があり、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行  
規則の一部を改正する規則

小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則（平成  
19年小城市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

放課後児童健全育成事業利用者負担金減免申請書

年 月 日

小城市教育委員会 様

納入義務者 住所 小城市  
氏名 印  
連絡先

利用者負担金の減額・免除について、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

放課後児童クラブ名	放課後児童クラブ ( 学級)		
フリガナ 児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
減額・免除を受け ようとする期間	年 月分から 年 月分まで (申請日の属する月から対象)		
申請理由と添付資料	<p>該当する□にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活保護を受けている。 ・保護証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 就学援助の認定を受けている。 ・就学援助認定通知</p> <p><input type="checkbox"/> その他（同世帯で二人以上の利用） ・その事実が確認できるもの</p>		

※減額・免除の審査に際し、上記申請理由に係る事実を確認するために社会福祉課及び教育総務課が保有する個人情報を利用することに同意します。

納入義務者 氏名 印

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

放課後児童健全育成事業利用者負担金減免承認通知書

年 月 日

様

小城市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました利用者負担金の減額・免除について、次のとおり減額・免除することを決定したので、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

児童名	
放課後児童クラブ名	
減額・免除する期間	年 月分から 年 月分まで
減額・免除する額	
理由	

※利用料の減額・免除を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

※この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小城市長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定を知った日から3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小城市を被告として(訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

放課後児童健全育成事業利用者負担金減免不承認通知書

年 月 日

様

小城市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました利用者負担金の減額・免除について、次のとおり減額・免除しないことを決定したので、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

児童名	
放課後児童クラブ名	
不承認理由	

※利用料の減額・免除を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

※この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小城市長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定を知った日から3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小城市を被告として(訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号を次のように改める。

様

小城市教育委員会



## 放課後児童クラブ入級停止・制限・退級通知書

放課後児童クラブ入級について次のとおり決定したので通知します。

児童氏名			性別	男・女
生年月日	年 月 日 生	学校名	小学校	
		学 年	学 年	
保護者氏名				
決定年月日	年 月 日			
決定内容	停止 ・ 制限 ・ 退級			
入級停止・制限・退級理由等				

※この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小城市長に対し審査請求をすることができます。なお、この決定を知った日から3か月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小城市を被告として(訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# (現行)

様式第1号(第3条関係)

## 放課後児童健全育成事業利用者負担金減免申請書

年 月 日

小城市教育委員会 様

納入義務者 住所 小城市

氏名 印

連絡先

利用者負担金の減額・免除について、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

放課後児童クラブ名	放課後児童クラブ ( 学級)		
フリガナ 児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
減額・免除を受け ようとする期間	年 月分から 年 月分まで (申請日の属する月から対象)		
申請理由と添付資料	該当する□にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 生活保護を受けている。 ・保護証明書 <input type="checkbox"/> 就学援助の認定を受けている。 ・就学援助認定通知 <input type="checkbox"/> その他(同世帯で二人以上の利用) ・その事実が確認できるもの		

※減額・免除の審査に際し、上記申請理由に係る事実を確認するために社会福祉課及び学校教育課が保有する個人情報を利用することに同意します。

納入義務者

氏名

印

# (現行)

様式第2号(第3条関係)

## 放課後児童健全育成事業利用者負担金減免承認通知書

年 月 日

様

小城市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました利用者負担金の減額・免除について、次のとおり減額・免除することを決定したので、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

児童名	
放課後児童クラブ名	
減額・免除する期間	年 月分から 年 月分まで
減額・免除する額	
理由	

※利用料の減額・免除を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

※この決定に不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、小城市長に対し異議申立てをすることができます。なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、前記の異議申立てをしなくても、この通知書を受けとった日の翌日から起算して6箇月以内に、小城市を被告として(訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。)決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起しなければなりません。

# (現行)

様式第3号(第3条関係)

## 放課後児童健全育成事業利用者負担金減免不承認通知書

年 月 日

様

小城市教育委員会



年 月 日付けで申請のありました利用者負担金の減額・免除について、次のとおり減額・免除しないことを決定したので、小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

児童名	
放課後児童クラブ名	
不承認理由	

※利用料の減額・免除を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

※この決定に不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、小城市長に対し異議申立てをすることができます。なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、前記の異議申立てをしなくても、この通知書を受けとった日の翌日から起算して6箇月以内に、小城市を被告として(訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起しなければなりません。

# (現行)

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

様

小城市教育委員会

印

## 放課後児童クラブ入級停止・制限・退級通知書

放課後児童クラブ入級について次のとおり決定したので通知します。

児童氏名			性別	男・女
生年月日	年 月 日 生	学校名	小学校	
		学 年	学 年	
保護者氏名				
決定年月日	年 月 日			
決定内容	停止 ・ 制限 ・ 退級			
入級停止・制限・退級理由等				

※この決定に不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、小城市長に対し異議申立てをすることができます。なお、決定を知った日から60日以内であっても、決定の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、前記の異議申立てをしなくても、この通知書を受けとった日の翌日から起算して6箇月以内に、小城市を被告として（訴訟において小城市を代表する者は小城市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起しなければなりません。